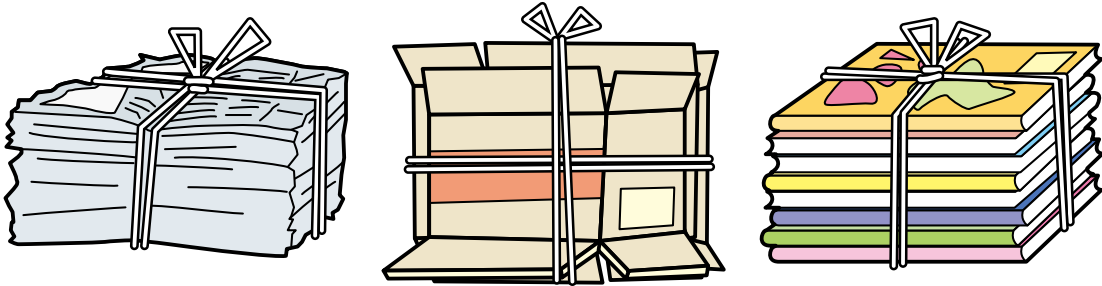


分類 8

古紙類

収集するもの

新聞紙、雑誌類、ダンボールに分類されたもの



「古紙類」を出すには

表	裏
廃棄物処理手数料 納付証書 ¥20 紀美野町廃棄物の処理及び 清掃に関する規定により廃 棄物処理手数料を納付した ことを証する。 紀美野町長 印影 占有者又は納付者 氏名	家庭の一般廃棄物処理手数料 (1) 重量10キログラム未満 20円 10kg~20kg 40円 20kg~30kg 60円 (2) 廃棄物の処理を町に依頼 するときはその廃棄物に 添付すること

- 新聞紙、雑誌類、ダンボールに区分し、それぞれひもでしっかり縛って、左の「粗大ごみ切符」を1枚付けて出してください。
- ひとつの重さは10kg以内に荷造りしてください。

出し方のポイント

- チラシは新聞紙と一緒に入れても大丈夫です。（新聞収納パックでも構いません。）
- 包装紙、菓子箱、ティッシュペーパーの箱、Yシャツ等の中敷き、牛乳パックなどの紙は、雑誌と一緒に雑誌類として出してください。
- ビニール・ナイロン・ガムテープは取り除いてください。
- 感熱紙、油紙、写真、ビニール加工したもの、汚れの取れないものは、「もやすごみ」です。
- 新聞紙、雑誌類、ダンボールをひとくくりにししないでください。